

事例別の対応状況

(平成15年10月～16年3月に申出があった事例)

1 申出への対応【4件】

(1) 県の施策に対する苦情

知事の「娘」の激励についての改善

申出の趣旨	知事の「娘」の激励については表敬訪問に対する礼儀を超えており、平成15年2月26日参第42号文書「ミスコンテストの県の関与について」の趣旨を逸脱するものであるため今後は改めてもらいたい。
調査の状況	<p>申出内容の事実確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大使」は(申出の趣旨では「娘」と記載されているが、「大使」の誤りと認められるので、以下「大使」と表記する。)のキャンペーンに先立ち知事を表敬訪問した。知事から激励の言葉があった。 ・「大使」の選考については、ミスコンテストを改め、15年度からは性別や年齢にとらわれず応募ができるように変更されている。 ・県はミスコンテストを後援し、当該ミスを活用して行われる販売促進事業へ補助金を支出していたが、男女共同参画推進委員の助言を踏まえ、15年度からは一切関与をしていない。
検討結果等	<p>調査を行い、次のとおり通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・の宣伝のため、大使らによる表敬訪問に対して直接会って激励することについては、特に問題はなく改善を求めする必要はない。

* 本案件は、本書の発行までには処理が終了したが、15年度中には終了しなかったため一覧表においては処理中としている。

県委託のパフレットの改定

申出の趣旨	県の委託を受けて作成されたパンフレット「思春期心とからだのナビゲーター 1 大人になることとセックス」は、女性の心身を守るために最も重要であるにもかかわらず、
-------	---

	<p>避妊に関する情報が皆無である。これは思春期の女性の性的自己決定権（望まない性交渉を否定する権利を含む）と女性の健康を軽視するものであるので早急にパンフレットの改定を行うべきである。</p>
調査の状況	<p>申出に係る担当課から事情聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 思春期は、子どもが大人へと成長する大切な過程であり、思春期保健対策が重要であるため、思春期特有の子どもたちの心身の変化と対処法について大人になることとセックスなど5項目を取り上げて、分かりやすく説明したパンフレットを委託し作成した。 ・ 安易なセックスを予防するとともに、情報に惑わされないで自立心をもち自分を大切にすることの重要性を説明している。 ・ 安易なセックスを防ぐ内容であるのに、避妊に関する情報を載せることは矛盾があるため掲載しなかった。
検討結果等	<p>調査を行い、次のとおり通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該パンフレットは、児童・生徒の総合的な成長段階の過程で、中学生という時期におけるセックスのあり方について説明するものであり、パンフレット自体は特に問題はなく、改定の必要はないと考える。

* 本案件は、本書の発行までには処理が終了したが、15年度中には終了しなかったため一覧表においては処理中としている。

(2) 人権侵害の申出

市教育委員会作成のパンフレットへの助言・指導

申出の趣旨	<p>市教育委員会作成のパンフレット「学校教育の民間委託って...」は女性の職業上の地位を著しく低下させ、傷つけることを良しとしているものであり、女性一般の人権を損なうものであるため助言・指導を行ってほしい。</p>
検討結果等	<p>次の理由により、調査しないこととした。</p> <p>（申出の趣旨では「学校教育の民間委託って...」と記載されているが、当該パンフレットは「学校給食の民間委託って...」の誤りと認められる。）</p>

	<p>市についての申出であること。</p> <p>仮に働いている労働者のほとんどは女性であるとしても、パンフレットでの比較データの提示によって女性の人権侵害があったと認められる状況にないこと。</p>
--	--

祭りのポスターの改善

申出の趣旨	<p>秋祭りのポスターは例年「男の祭り」という主題で市のあちこちに貼られているが、女性が見てたいへん不愉快なので今後は改善してほしい。</p>
検討結果等	<p>次の理由により、調査しないこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現に全く問題がないとは言えないものの、ポスターが貼られることによる人権の侵害があったと認める状況にはないものと判断されること。

「推進委員だより」第1号の記載内容の訂正について

平成15年6月発行の「推進委員だより」第1号について、記載内容に誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

1 訂正の箇所

6 ページ 事例別の対応状況 3 申出への対応 (1) 県の施策に対する苦情 推進委員制度に関する苦情の表「申出の趣旨」の欄の部分

2 訂正内容

(訂正前)

男女共同参画推進条例施行規則の「調査の要件に該当するかどうかの判断を推進委員に委ねる」という条項は基準が不明確なため、当該条項は削除すべき

(訂正後)

推進委員が調査しない申出として、男女共同参画推進条例施行規則第5条第1項第6号で規定する「推進委員が調査することが適当でないと認める事項」は基準が不明確なため、当該条項は削除すべき